

### 第3号議案 PTA 会則の改定について

総会資料にあるように、PTA 会則の改定を提案する  
改定は、以下の4点

- ① P T A の入会および退会について規定を追加
- ② P T A と学校との間で業務提携し、会計等事務処理を関高校に委託する規定を追加
- ③ 個人情報の扱いについての規定を追加
- ④ 規約の改定について、委任状の扱いを明確化

比較対象表で改定個所を確認していただきたい。

# 1 P T A 会 則 (令和8年5月改正案)

## 第 1 章 名 称

- 第 1 条 本会の名称および事務局は次のとおりである。
- 2 本会は岐阜県立関高等学校 P T A と称する。
  - 3 本会の事務局は岐阜県立関高等学校内におく。

## 第 2 章 目 的

- 第 2 条 本会は学校と家庭および地域社会が協力して教育の理解を深め、その振興につとめるとともに、生徒の校外生活の指導、地域における教育環境の充実と改善につとめ、あわせて会員相互の教養の高揚と親睦を図ることを目的とする。

## 第 3 章 会 員

- 第 3 条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者、および本校に勤務する教職員とする。
- 2 本会への入会にあたっては、入会申込書を提出する。
  - 3 本会からの退会については、下記のとおりとする。
    - (1) 自動退会  
卒業または退学等により、会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもって退会とする。その場合、退会届は不要とする。
    - (2) 任意退会  
自由意思により退会する者は、退会届を提出する。
- 第 4 条 前条以外に教育に関し深い理解と関心を持つ人は、役員会の承認を得て、特別会員として入会することができる。

## 第 4 章 機 関

- 第 5 条 本会の目的達成のために次の機関をおく。
- (1) 総 会
  - (2) 役 員 会
  - (3) 監査委員会
- 第 6 条 本会の事業を補うために必要に応じて特別委員会を設けることができる。
- 第 7 条 学校の部活動の振興を支援するため、P T A の事業として、岐阜県立関高等学校部活動後援会を置く。部活動後援会の組織ならびにその運営については別に部活動後援会規約を設けて行う。

## 第 5 章 総 会

- 第 8 条 年度始めに定期総会を開催し、役員会の承認、事業ならびに決算の承認、新年度の事業計画ならびに予算の承認等を行う。
- 第 9 条 総会の定足数は全会員の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第 10 条 必要に応じ臨時総会を開くことができる。

## 第 6 章 役員会・委員会の構成および選出方法

第 11 条 役員会は次の構成による。

- (1) 名誉会長 1名（学校長）
- (2) 会長 1名（生徒の保護者）
- (3) 副会長 4名（生徒の保護者3名と教頭）
- (4) 書記 若干名（生徒の保護者と教職員2名）
- (5) 会計 4名（生徒の保護者各学年3名と教職員1名）
- (6) 監事 2名（生徒の保護者）

第 12 条 各種委員会は次の構成による。

- (1) 監査委員会  
監事2名
- (2) 特別委員会  
生徒の保護者、教職員からそれぞれ若干名

第 13 条 役員を選任は次のとおり行う。

- (1) 役員は役員相互が選任し、総会の承認をうける。
- (2) 役員の内候補は妨げない。役員会の承認を経て総会の承認をうける。

第 14 条 役員の内任期は1か年とする。ただし再選を妨げない。

第 15 条 役員に欠員を生じた場合は次のとおり補充する。

- |       |                     |
|-------|---------------------|
| 会長    | 役員会において副会長の中から補充する。 |
| 副会長   | 役員会において役員の中から補充する。  |
| 書記・会計 | 役員会において補充する。        |
| 監事    | 役員会において補充する。        |

ただし、欠員によって就任した役員の内任期は前任者の残任期間とし、次回総会において了承を得る。

第 16 条 顧問を置くことができる。顧問は役員会が推薦し、会長が委嘱する。

## 第 7 章 役員の内任務

第 17 条 役員の内任務は次のとおりである。

- (1) 名誉会長 会長の内求めに依り、会務運営に対し意見をのべる。
- (2) 会長 本会を代表して、会務を総括し、総会を招集する。
- (3) 副会長 会長を補佐し、会長に事故等ある場合はその任務を代行する。
- (4) 書記 総会ならび役員会等の議事を記録する。
- (5) 会計 会長の内命により本会の内会計の内任と該当学年会計の内監査にあたる。
- (6) 監事 本会の内会計および会務の内監査にあたる。
- (7) 顧問 必要に依りて本会の内諮問にこたえる。

## 第 8 章 役員会・委員会の任務

第 18 条 役員会の内任務は次のとおりである。

- (1) 役員会
  - ア 役員会の内議案を作成する。
  - イ 予算案を作成し、各種事業計画を立案する。

- ウ 総会に提出すべき議案を作成する。
  - エ その他総会において委任された事務を処理する。
  - オ 緊急を要する場合は、ただちにその処理にあたり、次期総会において報告承認をうける。
- (2) 監査委員会
- ア 会計および会務を監査し、その結果を総会で報告する。
- (3) 特別委員会
- ア 本会の重要事業の計画処理のため、役員会の議を経て臨時に設置する。

## 第 9 章 会 計

第 19 条 本会の経費は会費および、その他の雑収入をもって支弁する。

第 20 条 会費の額は総会において決定し、毎月納付することを原則とする。ただし次に該当する者からは会費を徴収しない。

- (1) 本校に在籍する子弟をもたない教職員である会員
- (2) その他役員会で承認を受けた会員

2 会費の徴収及び督促、またそれに付随する事項に関しては、岐阜県立関高等学校 P T A と岐阜県立関高等学校との間に締結した業務委託契約書に基づき、岐阜県立関高等学校に委託する。

第 21 条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第 10 章 個人情報管理

第 22 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「岐阜県立関高等学校 P T A 個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 第 11 章 会則の改正

第 23 条 本会則は委任状を含む P T A 総会出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

<付 記>

昭和47年5月11日施行（全部改正）

平成25年5月2日一部改正

令和 2年4月1日一部改正

令和 8年5月1日一部改正



## 2 部活動後援会規約

(名 称)

第 1 条 本会は岐阜県立関高等学校部活動後援会と称し、事務局を岐阜県立関高等学校内に置く。

(本会の趣旨・目的)

第 2 条 本会は岐阜県立関高等学校の部活動の振興を支援することを目的とし、学校・P T A・同窓会と連携を図り、関高校生徒の部活動を円滑にすることをその趣旨とする。

(本会の事業)

第 3 条 本会は前条の趣旨・目的に基づき、学校・P T A・同窓会と連携し、必要な事業を行う。

(会 員)

第 4 条 会員は岐阜県立関高等学校P T A会員をもってあてる。

(役員並びに会計監査)

第 5 条 本会は次の役員及び会計監査を置く。

(1) 役員 P T A本部役員及び学校担当者があたる。

後援会長 (1名) P T A会長があたる。

副会長 (4名) P T A副会長があたる。

顧問 (若干名) 校長およびその他の後援会長が適任であると認めたものがあたる。

書記 (若干名) P T A書記があたる。

会計 (4名) P T A会計があたる。

(2) 会計監査

会計監査 (2名) P T A監事があたる。

2 役員および委員の任期は1か年とする。ただし再任を妨げない。

(会 議)

第 6 条 役員会は原則として年度初めに開き、年間の事業計画並びに予算等の原案を作成し、P T A総会で承認をうける。

2 会長が必要と認めた時は、臨時に役員会を招集することができる。

(経費および会計)

第 7 条 本会の経費は、会費・その他の収入をもってあてる。

2 本会の支出は別に定める部活動後援会支出規程による。

第 8 条 会費の額は総会において決定し、毎月納付することを原則とする。ただし、次に該当する者からは徴収しない。

(1) 本校に在籍する子弟をもたない教職員である会員

(2) その他役員会で承認を受けた会員

第 9 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 10 条 本会の事業並びに収支決算は、会計監査を経てP T A総会の承認を得なければならない。

(規約の改正)

第 11 条 本会の規約を改正するときは、委任状を含む P T A総会出席者の 3分の 2以上の賛成を必要とする。

<付 記>

昭和 5 1 年 5 月 1 1 日施行

最終改正：令和 8 年 5 月 1 日改正

PTA 会則（令和 8 年 5 月改定） 新旧対照表

改定の趣旨 県教委の指導による条文の追加、および表記ゆれの是正を行う。

通 番	旧	新	変更の理由等
1	<p>第 3 条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者、および本校に勤務する教職員とする。</p>	<p>第 3 条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者、および本校に勤務する教職員とする。</p> <p>2 本会への入会にあたっては、入会申込書を提出する</p> <p>3 本会からの退会については、下記のとおりとする</p> <p>(1) 自動退会 卒業または退学等により、会員資格を失う者は、<u>会員資格の消滅をもち退会とする。その場合、退会届は不要とする。</u></p> <p>(2) 任意退会 自由意思により退会する者は、退会届を提出する。</p>	<p>県教委指導（令和 6 年度）による変更</p> <p>第 2 項、第 3 項を追加</p> <p>入退会についての規定を追加</p>
2	<p>第 18 条 役員会の任務は次のとおりである。</p> <p>(1) 役員会</p> <p>ア 役員会の議案を作成する。</p> <p>イ 予算案の作成、各種事業計画の立案。</p> <p>ウ 総会に提出すべき議案の作成。</p> <p>エ その他総会において委任された事務の処理。</p> <p>オ 緊急を要する場合は、ただちにその処理にあたり、次期総会において報告承認をうける。</p>	<p>第 18 条 役員会の任務は次のとおりである。</p> <p>(1) 役員会</p> <p>ア 役員会の議案を作成する。</p> <p>イ 予算案を作成し、各種事業計画を立案する。</p> <p>ウ 総会に提出すべき議案を作成する。</p> <p>エ その他総会において委任された事務を処理する。</p> <p>オ 緊急を要する場合は、ただちにその処理にあたり、次期総会において報告承認をうける。</p>	<p>表現の統一</p>
3	<p>第 20 条 会費の額は総会において決定し、毎月納付することを原則とする。ただし次に該当する者からは会費を徴収しない。</p> <p>(1) 本校に在籍する子弟をもたない教職員である会員。</p> <p>(2) その他役員会で承認を受けたもの。</p>	<p>第 20 条 会費の額は総会において決定し、毎月納付することを原則とする。ただし次に該当する者からは会費を徴収しない。</p> <p>(1) 本校に在籍する子弟をもたない教職員である会員</p> <p>(2) その他役員会で承認を受けた<u>会員</u></p> <p>2 会費の徴収及び督促、またそれに付随する事項に関しては、<u>岐阜県立関高等学校 P T A と岐阜県立関高等学校との間に締結した業務委託契約書に基づき、岐阜県立関高等学校に委託する。</u></p>	<p>県教委指導（令和 6 年度）による変更</p> <p>第 2 項を追加</p> <p>業務委託契約の取り交わしを追加</p>

4	<p>第 10 章 第 22 条を追加</p>	<p>第 10 章 個人情報の管理 第 22 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「岐阜県立関高等学校PTA個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。</p>	<p>県教委指導（令和6年度）による変更 第10章の内容を変更 第22条（個人情報の取り扱い）を追加</p>
5	<p>第 10 章 規約の改正 第 22 条 本規約は総会出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。</p>	<p>第 11 章 会則の改正 第 23 条 本会則は委任状を含むPTA総会出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。</p>	<p>第 11 章を追加 （第 10 章 第 22 条を追加したことによる章番号および条文番号の変更） および、文面の統一 委任状の扱いについて追記</p>

部活動後援会規則の改正（令和8年5月改定） 新旧対照表

改正の趣旨 当該規則の整理・精査を行い、規則を円滑に運用するため。

通番	旧	新	変更の理由等
1	<p>(本会の趣旨)</p> <p>第2条 本会は岐阜県立関高等学校の部活動の振興を支援し、部活動運営上起こる諸問題を岐阜県高等学校PTA連合会における決議の趣旨にそって、主体的に処理することを目的とする。</p>	<p>(本会の趣旨・目的)</p> <p>第2条 本会は岐阜県立関高等学校の部活動の振興を支援<u>することを目的とし、学校・関高校PTA・同窓会と連携を図り、関高校生徒の課外活動を円滑にすることをその趣旨とする。</u><del>七、部活動運営上起こる諸問題を岐阜県高等学校PTA連合会における決議の趣旨にそって、主体的に処理することを目的とする。</del></p>	趣旨・目的の整理
2	<p>(本会の事業)</p> <p>第3条 本会は前条の趣旨に基づき次の事業を行う。</p> <p>ア 部活動運営について必要な経費の援助</p> <p>イ 超過勤務、技術指導のための有志に対する措置。</p> <p>ウ 事故発生時における処置についての協力。</p> <p>エ 技術指導のための講師の依頼。</p> <p>オ 部活動の年間計画実施についての側面的援助。</p> <p>カ その他本会の趣旨に沿う事項。</p>	<p>第3条 本会は前条の趣旨・目的に基づき、<u>学校・関高校PTA、同窓会と連携し、必要な次の事業を行う。</u></p> <p><del>ア 部活動運営について必要な経費の援助</del></p> <p><del>イ 超過勤務、技術指導のための有志に対する措置。</del></p> <p><del>ウ 事故発生時における処置についての協力。</del></p> <p><del>エ 技術指導のための講師の依頼。</del></p> <p><del>オ 部活動の年間計画実施についての側面的援助。</del></p> <p><del>カ その他本会の趣旨に沿う事項。</del></p>	事業範囲の限定を解除 連携先を明示
3	<p>(組織)</p> <p>第5条 本会は次の組織により運営する。</p> <p>(1) ア 後援会長 (1名) PTA会長があたる。</p> <p>イ 副会長 (4名) PTA副会長があたる。</p> <p>ウ 書記 (若干名) PTA書記があたる。</p> <p>エ 会計 (4名) PTA会計があたる。</p> <p>オ 監事 (2名) PTA監事があたる。</p>	<p>(役員並びに会計監査)</p> <p>第5条 本会は次の役員及び会計監査を置く。</p> <p>(1) <u>役員</u> PTA本部役員及び学校担当があたる。</p> <p><del>ア</del> 後援会長 (1名) PTA会長があたる。</p> <p><del>イ</del> 副会長 (4名) PTA副会長があたる。</p> <p><u>顧問 (若干名) 校長およびその他に後援会長が適任であると認めたもの</u></p> <p><del>ウ</del> 書記 (若干名) PTA書記があたる。</p>	(1) 組織の構成役員を規定 顧問を追加 監事を会計監査へ名称の変更

	<p>(2) 本会に文化部、体育部を設け、各部長（2名）は副会長の中から、本会の会長が委嘱し、文化系部活動、体育系部活動に係わる業務を総括する。各副部長（2名）はPTAの専門委員会の委員長の中から本会の会長が委嘱する。</p> <p>(3) 文化部ならびに体育部にそれぞれ若干名の委員を置き、PTAの保護者である会員と教職員の中から本会の会長が委嘱する。</p>	<p>エ 会 計 （4名） P T A会計があたる。</p> <p><u>(2) 会計監査</u></p> <p><del>本 会計監査 （2名） P T A監事があたる。</del></p> <p><del>-(2) 本会に文化部、体育部を設け、各部長（2名）は副会長の中から、本会の会長が委嘱し、文化系部活動、体育系部活動に係わる業務を総括する。各副部長（2名）はPTAの専門委員会の委員長の中から本会の会長が委嘱する。</del></p> <p><del>-(3) 文化部ならびに体育部にそれぞれ若干名の委員を置き、PTAの保護者である会員と教職員の中から本会の会長が委嘱する。</del></p> <p><del>-(4) 2 役員および委員の任期は1か年とする。ただし再任を妨げない。</del></p>	<p>(2) 活動の実績のない文化部・運動部および委員会規定を削除 役員任期を第2項として項建て</p>
4	<p>第 6 条 役員会は原則として年度初めに開き、年間の事業計画、予算等の原案を作成し、総会で承認をうける。</p> <p>(2) 部会は活動の状況に合わせ、必要に応じて開く。</p> <p>(3) 会長が必要と認めた時は、委員会または部会を開くことができる。</p> <p>(4) 部活動に対する理解を得るために「部活動保護者懇談会」を開く。</p>	<p>第 6 条 役員会は原則として年度初めに開き、年間の事業計画、予算等の原案を作成し、PTA総会で承認をうける。</p> <p>2 会長が必要と認めた時は、臨時に役員会を招集することができる。</p> <p><del>-(2) 部会は活動の状況に合わせ、必要に応じて開く。</del></p> <p><del>-(3) 会長が必要と認めた時は、委員会または部会を開くことができる。</del></p> <p><del>-(4) 部活動に対する理解を得るために「部活動保護者懇談会」を開く。</del></p>	<p>第2項を項建てし、臨時部会招集権限を規定。</p> <p>(2)(3)廃止 (4)部活動保護者懇談会の開催義務を廃止</p>
5	<p>第 7 条 本会の経費は、会費・その他の収入をもってあてる。</p>	<p>第 7 条 本会の経費は、会費・その他の収入をもってあてる。</p> <p>2 本会の支出は別に定める部活動後援会支出規定による。</p>	<p>第2項を項建てし、部活動後援会支出規定を定めることを明示</p>
6	<p>第 8 条 (2) その他役員会で承認を受けたもの</p>	<p>第 8 条 (2) その他役員会で承認を受けた<u>会員</u></p>	<p>表現の統一</p>

6	第 10 条 本会の事業ならびに収支決算は、監事の監査を経て P T A 総会の承認を得なければならない。	第 10 条 本会の事業ならびに収支決算は、 <u>会計監査</u> を経て P T A 総会の承認を得なければならない。	名称の変更に伴う変更
7	第 11 条 本会の規約を改正するときは、P T A 総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。	第 11 条 本会の規約を改正するときは、 <u>委任状を含む P T A</u> 総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。	委任状の扱いについて追記